

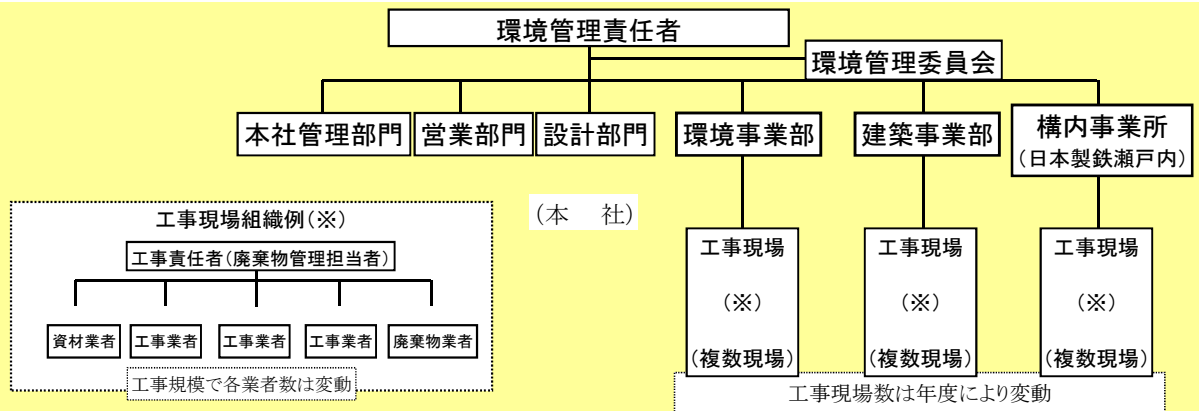
様式第二号の八(第八条の四の五関係)
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 1 日	
(あて先) 姫路市長	
提出者 住 所 兵庫県姫路市広畑区正門通4丁目3番地3 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 阿比野建設株式会社 代表取締役 阿比野 剛 電話番号 079-236-3555	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	阿比野建設株式会社
事業場の所在地	兵庫県姫路市広畑区正門通4丁目3番地3
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	一般土木建築工事業(0611)
② 事業の規模	1,075,000万円
③ 従業員数	238人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照 1.工事工程別 産業廃棄物発注種類・量 2.建設副産物処理フォロー(工事例)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	下記記載のとおり	
	排出量	11,720.5172 t	t
	(これまでに実施した取組) <品目及び発生量(内数)> 「(石綿含有)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」:2t「(石綿含有)がれき類」:3.404t「アスファルト・コンクリート破片」:5146.05t「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」:55.25t「がれき類」:276.44t「コンクリート破片」:4528.55t「汚泥」:1.66t「金属くず」:57.9012t「蛍光灯」:0.015t「建設混合廃棄物」:116.088t「鋳石ガラ」:884.44t「紙くず」:13.32t「石膏ボード」:53.85t「繊維くず」:0.96t「廃プラスチック類」:111.104t「木くず」:467.385t「管理型混合廃棄物」:2.1t		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下記記載のとおり	
	排出量	10,365.975 t	t
	(今後実施する予定の取組) <品目及び発生量(内数)> 「(石綿含有)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」:2t「(石綿含有)がれき類」:2t「アスファルト・コンクリート破片」:4600t「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」:45t「がれき類」:220t「コンクリート破片」:4000t「汚泥」:1t「金属くず」:45t「蛍光灯」:0.015t「建設混合廃棄物」:100t「鋳石ガラ」:800t「紙くず」:10t「石膏ボード」:40t「繊維くず」:0.96t「廃プラスチック類」:100t「木くず」:400t「管理型混合廃棄物」:1t *建設業では、解体工事の有無により大幅な排出量の変動があるため、各品目ごとに目標排出量を設定し、令和6年度の計画目標とする。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1.有価物(残土、金属くず等)は分別強化で再利用に努めている。 2.産業廃棄物は運搬・処理業者に委託し、現場分別リサイクル可能業者へ委託 ①コンクリート破片、アスファルト・コン破片、木ガラ、は現場分別 ②廃プラスチック、石膏ボード、がれき類は現場と委託業者分別で再利用
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 従来同様の分別は継続して行い、特定建設廃棄物品目以外でも、最終処分行き廃棄物量の削減に努める。業者委託条件によって、分別を更に強化し再利用品・再資源化による排出量削減への取り組みも行っていきたい。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下記記載のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	<産業廃棄物の種類> (石綿含有) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、(石綿含有) がれき類、アスファルト・コンクリート破片、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、コンクリート破片、汚泥、金属くず、蛍光灯、建設混合廃棄物、鉱石ガラ、紙くず、石膏ボード、繊維くず、廃プラスチック類、木くず、管理型混合廃棄物 すべて自社再生利用計画なし。		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	下記記載のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	<産業廃棄物の種類> (石綿含有) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、(石綿含有) がれき類、アスファルト・コンクリート破片、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、コンクリート破片、汚泥、金属くず、蛍光灯、建設混合廃棄物、鉱石ガラ、紙くず、石膏ボード、繊維くず、廃プラスチック類、木くず、管理型混合廃棄物 すべて自社再生利用計画なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下記記載のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	下記記載のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<産業廃棄物の種類> (石綿含有) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、(石綿含有) がれき類、アスファルト・コンクリート破片、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、コンクリート破片、汚泥、金属くず、蛍光灯、建設混合廃棄物、鉱石ガラ、紙くず、石膏ボード、繊維くず、廃プラスチック類、木くず、管理型混合廃棄物 すべて自社中間処理計画なし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	下記記載のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	<産業廃棄物の種類> (石綿含有)ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、(石綿含有)がれき類、アスファルト・コンクリート破片、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、コンクリート破片、汚泥、金属くず、蛍光灯、建設混合廃棄物、鉱石がら、紙くず、石膏ボード、繊維くず、廃プラスチック類、木くず、管理型混合廃棄物 すべて自社埋立処分又は海洋投入処分実績なし。		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	下記記載のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	<産業廃棄物の種類> (石綿含有)ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、(石綿含有)がれき類、アスファルト・コンクリート破片、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、コンクリート破片、汚泥、金属くず、蛍光灯、建設混合廃棄物、鉱石がら、紙くず、石膏ボード、繊維くず、廃プラスチック類、木くず、管理型混合廃棄物 すべて自社埋立処分又は海洋投入処分実績なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	下記記載のとおり	
	全処理委託量	11,720.5172 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	<品目及び発生量(内数)> 「(石綿含有)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」:2t 「(石綿含有)がれき類」:3.404t 「アスファルト・コンクリート破片」:5146.05t 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」:55.25t 「がれき類」:276.44t 「コンクリート破片」:4528.55t 「汚泥」:1.66t 「金属くず」:57.9012t 「蛍光灯」:0.015t 「建設混合廃棄物」:116.088t 「鉱石がら」:884.44t 「紙くず」:13.32t 「石膏ボード」:53.85t 「繊維くず」:0.96t 「廃プラスチック類」:111.104t 「木くず」:467.385t 「管理型混合廃棄物」:2.1t 再生利用業者への委託処分により、最終処分行き廃棄物量の削減に努めた。		

(第5面)

②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類	下記記載のとおり		
	全処理委託量	10,365.975	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	<品目及び発生量(内数)> 「(石綿含有)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」:2t「(石綿含有)がれき類」:2t「アスファルト・コンクリート破片」:4600t「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」:45t「がれき類」:220t「コンクリート破片」:4000t「汚泥」:1t「金属くず」:45t「蛍光灯」:0.015t「建設混合廃棄物」:100t「鉍石ガラ」:800t「紙くず」:10t「石膏ボード」:40t「繊維くず」:0.96t「廃プラスチック類」:100t「木くず」:400t「管理型混合廃棄物」:1t 1.優良認定処理・高リサイクル率の業者と委託契約し、全量リサイクルを目指す。 2.分別再資源化可能業者への委託処理により最終処分行き廃棄物量を削減していく。			
	※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。